

輸送の安全目標

1, 事故削減の目標

・令和 04 年度

重大事故⇒目標 0 件・実績 1 件

交通事故⇒目標 0 件・実績 5 件

※1, 重大事故は、自動車事故報告規定第 2 条に規定する事故をいう。

※2, 交通事故は、重大事故を除く有責・無責の全ての事故をいう。

2, 関係法令に基づく社内規定の遵守

社内安全管理規定に基づき、半期毎の教育を行います。

3, 安全管理（安全マネジメント）の取り組み確認と改善

規定に基づく安全マネジメントの取り組みを強化し、全社員で問題解決に向けた対策を講じます。

4, 輸送の安全に向けた教育の年間計画を作成し、実施いたします。

① ドライバー集合指導教育（毎月 1 回／人）

② 健康診断（年 1 回）

③ 適正診断（2 年毎 1 回）

④ 事故惹起者指導（随時）

令和 04 年 1 月 1 日

株式会社グローバル交通
安全統括管理責任者
荻原 政晃